

4 気象災害

当町は恵まれていて、天災といわれる災害の非常に少ない土地である。現在までは大きい地震の被害もなく、台風は四国山脈により進路を変えて被害はない。年により1部が霜害にあうことがあり、干ばつに見舞われることもある。ただ水害のみが今までの記録に残っている。水害は昭和に入ってから果樹栽培の普及と共に山林が次第に開墾されて、少しの雨でも地表を流れて鉄砲水となって川に流れこむ。川幅は昔のままで濁水は氾濫して被害をあたえる。砥部川では川下の大南堰、岩谷口の千足堰などで水が溢れて水田が冠水したり、床下浸水などの被害を出している。

矢取川、荒倉川は上流が段丘礫層のため雨のたびに砂礫を流し出し、ついに天井川をつくってしまった。増水のたびに橋が流されていたが、最近では防災工事が施されて防がれるようになった。

干ばつは何年かに巡りくるが、水田はみかんが植えられ、宅地造成と道路が広くなり、水田面積の減少により、水田は充分水があるようになった。更に笠方ダムの水の利用できる地区では水田、果樹園ともに殆どその憂がなくなった。

銚子ダムの建設は砥部の町を干ばつから救い、急激に増加する人口に対する飲料水、用水源として水の問題解決への望みをもって、その工事が進められている。山林の開墾、宅地の造成、道路の拡張、新設などで土壌と水の管理を完全に行い、防災計画を立てることにより、今後発展を期待される砥部町を災害から守りたいものである。最後に1943年(昭和18)の高尾田の大水害の記録を掲げて資料としたい(旧原町村郷土史より原文のまま)。

昭和18年7月21日から降りだした雨は22日夜来より豪雨となって重信川、砥部川、久谷川は刻々水かさを増して濁水堤防にあふれ、各堤防、池、橋梁等いよいよ危険となり、午後10時には警鐘を打ち、村民、警防団員を招集して各危険な場所へ配置して警防にあたった。しかし、重信川堤防(旧荏原村河原分)決壊して奔流は堤防南側の水田をおし流し、拜志村堤防決壊による濁水は、久谷川堤防を押し切り一時に濁水奔走、双方相和して高尾田耕地を経て重信橋南40間の箇所を県道、松山高知線を約80間押し流して交通杜絶した。久谷川に氾濫した水は怒涛を打ちながら、門田精米所、門田製材所の裏手を流れ、産業組合

裏横の原町小松線道路を奔り、日之出部落全戸に床上浸水して家財の持出し、整理もできぬ状態となった為、麻生国民学校へ避難した。

産業組合は組合長白形栄吉氏外数名が組合に留って品物の保管にあたっていたが、午後2時には水かさが増す一方でもはや処置はなく、帳簿、書類全部を門田精米所と組合とに綱を渡してこれによ

って麻生国民学校へ運んだ。丁度そのときであった。大いなる音響と共に南側倉庫半分倒壊し、保管中の米麦は多数流失した。

日之出部落の人の内73才の三好松太郎氏のみが避難していないことを知って、小笠原善四郎、仙波薫の諸氏は直に綱を流して滔々たる濁流の中を救助に向った。肩を打つ波の中をお互に助けながら、漸くにして三好氏を救助した。家族の者、部落の者は涙とともにその無事を喜んだ。広瀬の者は皆和霊神社に避難したが、浮穴村広瀬の田中サカエ氏が激流の中にあるのを見て、高市教雄氏は救助に向ったが意の如くならず、2~3回濁水の中に転入しながら漸くにして救助に成功した。

これより先、午後7時応援に来村した砥部町警防団長、橋田武右衛門氏外5

名と、村内警防団員、壮年団員は組合管理中の米麦を麻生校へ移転したが、久谷川の水嵩が増し久谷橋北側の護岸決壊し、人の歩行にも危険となりその搬出を中止した。また砥部川も大増水で、宮内フロ川橋、一の瀬橋、八瀬橋相次で流失し、しばらくして麻生橋も流失して、拾町重光方面との行き来も絶えた。柳瀬の松崎要次郎氏外数



現城南農協本部前国道



野津郷より下手を見る(現在県営団地、八瀬団地)

軒は床上浸水し、この氾濫した水は久谷川の水と相和して、拾町重光八倉の人々の必死の防護にもかかわらず、麻生橋西護岸の南北数十間決潰し宮北の田面は一大河川となった。大字宮内の永立寺谷から出た水は、供養堂西崎氏外数軒に浸水し、通り谷口の村上氏宅は床上浸水した。永立寺池、通り谷池の堤防も危険となったがよく部落民の警戒で無事であった。荒倉川も大增水し一時は危険が伝えられたが、拾町重光の人々の防備対策よろしきを得て大事に至らなかった。果樹園5反歩を流失したのみで喰い止めた、矢取川は砂防工事が完全なる故心配はなかった。

24日減水したが細雨尚止まず、麻生国民学校で不安の1夜を明かした人々は、急ぎ我が家に帰ったが、壁落ち、柱傾き、泥土うず高く這入り日用品、家財が大半流失した有様を眺めて啞然としていた。県道原町、小松線も数ヶ所決潰して通行もできず、田畑は1面砂石河原と化していた。人々は水の中を広瀬に行き、同部落の人々の無事なるに会い相互に喜び合い一同麻生校に来たが、昨日より一滴の水も口にせずとのことばであった。

第2次水害

昭和18年9月18日より降り出した雨は19日、20日と豪雨続き19日の雨量126.1mm、20日は131.2mmに、水路、道路一面に水、また水、前回の出水と同様に、再び日之出部落の人々は麻生校へ避難した。各川は大增水で、仮橋は落ち、仮工事は決潰し、田面また砂石河原と化し、多大の労力をもって復旧の緒についた稲田、公共施設などは水泡に帰した。この度も警防団員、村民など非常召集して各堤防の防護にあたり適当な処置をとった。

災害の復旧

7月24日応急復興本部を産業組合に置き、村長指揮のもとに、村民総動員して仮橋、浸水家屋の整理を行う。翌日より松山市をはじめ、近村の報国隊員、中等学校の生徒の来援によって8月5日までに応急対策は一応できた。高尾田凡そ40町歩の耕地は、その被害甚大な故に耕地整理組合を設立して数年に亘る計画事業とすべく、村長相田梅太郎氏組合長となり、よくその実をあげて、昭和25年完全復旧をみるに至った。

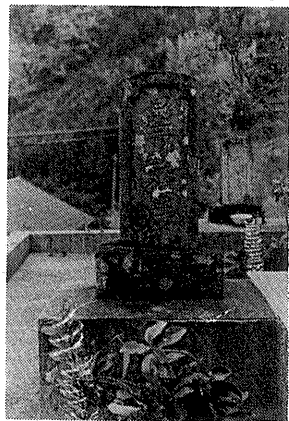
復旧にあたった労働力表、被害状況を掲げる。

第5表 労働力表

中等学校生徒	男	9,002人	女	1,103人	計	10,105人
青少年団員	男	3,571人	女	1,117人		4,688人
商業報国隊		1,459人				1,459人
地域(村内)	男	31,991人	女	773人		32,764人
婦人団体				1,222人		1,222人
その他個人		7,094人				7,094人
計						57,332人

第6表 被害状況

公共施設		耕地被害		農作物被害	
堤防決潰	6ヶ所	水田流失	55町歩	水稲	1,582石見込
橋梁流失	県道 2ヶ所	水田浸水	80町歩	葉煙草	2,100貫
道路決潰	村道 6ヶ所	畑の流失	1町2反歩	西瓜	34,500貫
	県道 3ヶ所	果樹園崩潰	3町6反歩	蔬菜	8,000貫
	村道 3ヶ所			果樹	43,200貫
農道流失	1,000間				



佐治右衛門の墓

御替地古今集，砥部騒動

一寛保元、砥部大庄屋田中権内相手に谷内十七ヶ村騒動ニ付、取扱庄屋下唐川菊沢九左衛門上野玉井儀兵衛御蔵許御城下御上下御役人様御取扱、無_ニ余義_ニ北川下庄屋善兵衛川登村百姓佐次右衛門死罪被_ニ仰付_一、願_ニ付大庄屋御免、山田如_レ前被_ニ下置_一、御普譜下役被_ニ仰付_一相付申候、

但近頃松山久万山百姓大洲江罷出、御領郡内百姓内子_ニ罷出、新谷様御取扱_ニ而落着、如_レ此、下_ニ我儘不_レ心得被_ニ思召_一、耆人を罪し万人を被_レ為_レ遊_ニ御助_一、御仁政相成と一統奉_ニ忍入_ニ御儀奉_レ存候時_ニ、御替地ハ郡内所_ニより誘い候而茂、庄屋役人兼而心付仕置候故、加談不_レ仕神妙_ニ被_レ為_ニ思召_一、御称美御付被_ニ下置_一、村々取持仕候、

注 この田中権内相手の砥部騒動といわれるものは寛保元年，入会山紛争の砥部騒動といわれるものは寛保2年の事件であり，善兵衛の処刑は寛保2年7月27日であることに注目したい。

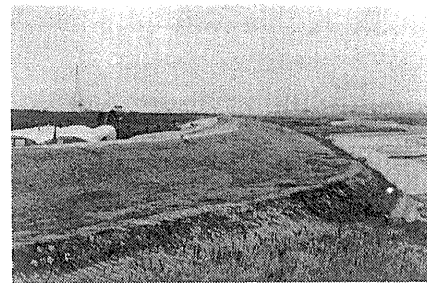
(3) 水論と窪田兵右衛門

農民騷擾(騒動)は大別すると二つの性格がある。しかし，そこにはまた，複雑な事情もからみつく場合もある。その一つは，農民共同体相互間の紛争に

関係するもの，他は農民共同体がその支配機構に対して行う抗争になる。さきあげた三好半右衛門の如きは，村民の感情，利害を代表する者が，支配体制に対して，執拗な歎願をして，一種の強訴と判断されたもので，もとより政治的反抗(騒動)ではないが，幕藩体制下にもみられる姿にも考えられる。しかし，これには勇気を要する。農民の背後の声もある。立ちあがる農民という，いぶきのようなものも感ぜられる。いわゆる砥部騒動などといわれるものも，大庄屋に対する反発，その罷免を藩に訴えたのを強訴と判断され，農民・庄屋の代表と名のり出た者が処刑されたとする文献やこれを認める支持説の如きは，すでに述べたように山論，入会山紛争が当時起ったが，それに関する伝承を合せて，複雑な諸事情から，入会山紛争を一切，公的に記録に残さなかったものようである。玉井家の子孫健次郎も，入会山紛争，それによる善兵衛らの処刑を認めていたものようである。ここに述べる麻生村関係の水論の如きも，水論という農村民間の水論，いわゆる「水げんか」であるが，相手方の農民が，公領・松山藩領下のものであり，もとは同じ松山藩下にあったがお替地により，別になったもので，紛争の結末は麻生方農民に対する幕府のきびしい処置となり，農民騒動の首謀者と名のり出たものは処刑されたが，のち義民として神社を建て祭られた。幕藩体制下における，外様小藩下の麻生村農民の立場はいかんとすることもできなかったが，よく耐えた。以下，水論の沿革，明和8年(1771)の水論，争闘と結末について，大要を述べる。

① 水論の沿革

上麻生村(大洲藩)と下麻生村(新谷藩)には，重信川から水を引き入れる「古樋井手」(小樋ともいう)という水路がある。この古樋井手と並行して重信川から水を引き入れる「一ノ井手」と呼ぶ水路もあって，この水路からの水は南神崎村・徳丸村・出作村(松山藩領，現松前町内)と上野村・八倉村(大洲領，現伊予市内)の水田の用水となっていた。



重信川の古樋井手付近

上記両水路は，ともに重信川左岸の

水を取入れて西流する。古樋井手は、重信川の流れの上手^{かみて}に取入口があり、一の井手は、その下手に取入口がある。前者が南側を、後者が北側を流れている。この両水路は西流して、重信川の支流矢取川の川底をくぐり抜け、その少し下手で交叉している。古樋井手は、一ノ井手の上を掛樋^{かけひ}で横切って水を流していた。

重信川の上の手に取入口を持つ古樋井手が、井手に通ずる水をせき止めると、一の井手に流れる水が無くなり、従って一ノ井手によっている側の田は、古樋井手が交叉する掛樋からのこぼれ水ももらうほかにないこととなっていた。このような、水利の構造のもとに、長年にわたって、しばしば水論が発生したものである。俗に、水ゲンカという言葉もある。稲作を国本としてきたわが国では、農村で水ゲンカすなわち水争いがよく起っている。重信川流域も夏季になると、よく水不足に悩まされ、水論が絶えなかったようである。

水論の経過を見るに、元禄16年(1703)の夏、大旱天^{かみてん}(ひでり)に際し、水の少ない神崎・上野・徳丸・出作・八倉^{しも}の下五カ村の田には亀裂を生じ稲の生育が危ぶまれた。そこで五カ村農民は7月21日夜、多人数で古樋井手の樋を切り割って、一の井手に水を落した。麻生村農民はこの下村の行動にはひどく腹をたて、水論は7日間にも及んだが解決せず、大事になろうとしたとき、同月28日に至って大雨があり、事なきを得たと録する。

享保9年(1724)、大旱魃^{かんぱつ}があり、またも古樋^{かけひ}の笥を切落すか否かで争が起ったが、村役人の仲裁で大事にはならなかった。ここに、争論の原因は古樋の笥にあるものとして、この笥に添木を打ち、定法を協定して解決をみた。

宝暦11年(1761)にもまた、水論が起り、これが大きな水ゲンカ、騒動ともなった。たまたま、この年に南神崎・上野村(のちの宮下村)が公領(幕府直轄地、松山藩預り)となったため、それらの農民は公領をハナにかけて氣勢をあげた。幕藩体制下、公領下の農民は外様小藩下の農民に対して、いばりがちであったのはまた自然ともいえる。宝暦11年夏、またまた旱魃^{かんぱつ}にあったため、公領地に組みかえられた仲間を持つ、下五カ村の農民は気もおごって、享保9年時の定法を無視、古樋の笥を引落し、さらに麻生村に乱入、狼籍^{ろうせき}の限りを尽したといわれるが、「大洲旧記」にはこのことを「公領を鼻にかけ、狼籍言語道断也」と記しているのをみても、下五カ村農民のかさにかかった行動がうかがえ

る。松山藩領下の農民もいることを併せて考えなければならない。上・下両麻生村農民はこれに対して、先年来の仕来りたる笥を落された上に乱暴までされては、忍耐もできないと評議は一決して、農民の水争いだから、武器のようなもの使用はひかえて、わらで甲をつくり、竹を編んでこもを重ね、具足・小手・脚あてとし、隊を組んで出ていった。まず、笥を掛けるために材木をわたし、これに葎^{むしろ}を敷き泥土をぬって水をせき取ったものである。矢取川すその水門付近に15人、一の井手に沿った金毘羅街道下、東の土手表に120人、街道上手の土手裏に140人を配置して、待ちかまえた。下五カ村農民の来襲のときは、これに対しながら退却、相手方を引寄せたおいて、合図と同時に前後から投石の作戦をたて、血気の若者が待機したが、相手方はついに現れなかった。麻生村農民のこの行動は、村役人より庄屋に知らせ、庄屋らは郡中の代官所に訴えていた。これによって、新谷藩からは稲荷村・向居九兵衛、大洲藩からは唐川村・菊沢与八郎らが、下麻生村庄屋にはせつけ、公命による旨を告げ、一同を庭に集め、これをなだめたが、受けつけられなかった。これらの話し合いのうちに、またも下五カ村農民が笥を切落したために騒ぎが大きくなり、菊沢はとにかく一同を静め、「公領相手の争は理に勝っても非に落ちることになるから、役人の談判にまかせよ」と説得につとめたが聞き入れられないで、「談判を待っている事は遅れる。公領は天下の手本となるべきものなのに、このわがままは許せない」と庄屋の命を聞こうとはしなかった。菊沢はたまりかねて「とにかく委せてくれ、お上のお掛合を願う」といって郡中陣屋へ馬をはせた。一同も静まり、菊沢も帰って来て、上・下双方の話合いは成立した。紛争の調停は、大洲・新谷・松山など関係の三藩と公領(天領)より各々2名ずつの庄屋が立会って仲裁は成立したのである。そこで、笥の寸法、掛け方などについて、将来の紛争を防止のため、翌宝暦12年(1762)上、下双方納得のうえ、村役人ら立会のもとに定めをつくった。さらに、翌々年関係の村々の取扱い庄屋の連印のうえ、覚書をしたため、関係七カ村へ渡されることになった。その文面はつぎのとおりである。

② 明和8年の水論、矢取川事件の勃発

元禄16年(1703)以後70年間断続した水論も、この協定成立によって決着したかにみえたが、旱魃^{かんぱつ}が起るとまた水論が起った。以下に述べる明和8年

明和元年覚書

覚

一ノ井手に懸ル古樋台ハ長サ二間四尺、内法ハ九寸五分四方、指樋蓋無シ、サシ木五ヶ所ニ打ツ、但シ懸方配七寸五分下リニシテ、右ハ去ル宝曆十庚辰年村々及ニ出入一候所難ニ相濟ニ付、我等共扱申処樋寸法並ニ懸方双方納得ノ上、宝曆十二年壬午年四月七日ニ不_レ殘立会樋懸方相濟ミ申候、然ル所証文之義宇都宮忠大殿村方出入出来止ニ付、延引ニ相成居申候、依_レ之此度右定法之通り証文相渡シ候間、以来樋掛替之節ハ双方村々御立合御掛可_レ被_レ成候、為_レ後証ニ仍而如_レ件、

明和元年十月

庄屋組頭殿

(取扱庄屋、

大洲領下吾川村庄屋八郎兵衛、同中村庄屋武智政右衛門、新谷領市場村庄屋佐伯喜三衛門、同稱荷村庄屋向井九兵衛、松山領鶴吉村庄屋孫兵衛、横田村庄屋与右衛門)

取扱庄屋連中

(1771)の大旱魃には、多数の死傷者さえだす水論、農民の大騒動になり、下麻生村・窪田兵右衛門の処刑という不幸を招くことにもなった。

大日照りで田は干上り、稲の枯死は広がった。水の少ない一の井手掛りの下村は、豊かな古樋井手の水の分配を得ようと、村役人・総百姓代が、その分配方を両麻生村に申入れた。これに対して、両麻生村は十年前(明和元年)の覚書によって、当時取扱った庄屋中へ相談して回答したが、それは申入れを早速に承知したものではなかった。下五カ村農民はたまりかねたか、またも暴力に訴えた。水ゲンカによくあることで、協定によって円満に話し合う解決には、いとまがなかったのが実状のようである。

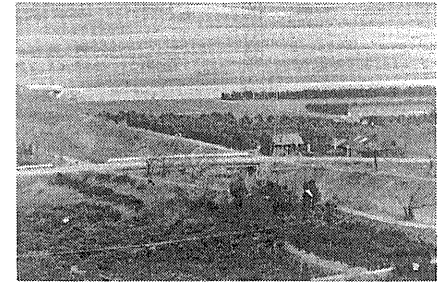
6月8日、7,800人の下村農民が結束して古樋に押寄せ^{かけひ}覚をこわし、土台まで引落し、矢取川裾^{すそ}に石墨を築き小石を集めなどして、麻生方農民の出向って

くるのを待った。麻生方は算の水を落されて養水がなくなり、田地に割目が出はじめたので、翌9日に村民は集まって「十年前のお上の指図を破って、覚書を反古にした下五カ村の農民の乱暴は、公領といえどもこのままには捨ておけない、さし当り算の修理はできないまでも、筵樋^{むしろび}をつくってでも養水を引いて当面するこの難儀を救わねばなるまい」というようなことになった。かくして、翌十日の早朝に麻生方は屈強200人余りの農民が身を固め、得物をもって矢取川東土手に勢ぞろいするまでに至った。

水ゲンカは上・下両方の農民の激突、乱闘にまでなったが、その経過を見るに、下五カ村方にしては上方の麻生農民の反撃のあるものとの予想に反して二日二晩待ちあぐみ疲れも少し出ていたところ、未明に乗じて、麻生勢は2,30人ずつのものが隊を組み北に向って進んでいた。血気にはやがる若者4人が鍬をもって、眠っている五カ村勢に突入したので、不意をうたれた五カ村勢は小石を投げて応戦したが後退し、20余人が打ち倒され、そこに麻生勢の本隊がかけてきて、双方大乱闘となったことが伝えられている。五カ村勢は敗れて後退し、一の井手付近に飛び込むもの、重信川方面に逃げるもの、打ちのめされて稲、草原などの中からはいだして九死に一生を得たものなどと、敗走の結末になった。それらのものが退去を終えたのは、今の時間でいえば午前9時ころのことともいう。

この大乱闘に、麻生勢は一人の欠げるものなく、がい歌をあげて算のところに集合し、一の井手水をせき上げ、その水を残らず古樋井手に入れて、一同の帰村は、正午にも近くなっていたようだ。これに対し、下五カ村側には死者2名と多数の負傷者をだしていた。両麻生の村役所では、とりあえず使者1名ずつを郡中の御蔵元^{おくらもと}へ派し、事件について報告したものである。

上記事件について、いかなる取扱処置が行われたか、その経過を以下に述べることにする。まず、報告を受けた大洲・新谷両藩はただちに両麻生村に役人



矢取川事件のあったあたり

を派遣、事件について取調べを開始し、加害者の詮議をした。郡中の陣屋では奉行加藤三郎兵衛が吟味役となり連日取調べたが、加害者は判明しなかった。もとより水ゲンカなど、多人数農民の乱闘に「加害者が誰かともとめる」のは無理なはなしで、また名のりであるなど、まずありえないのが実状でないか。しかるに、下五カ村中には、すでに述べたように公領が存在し、また有力親藩領もあるとき、外様小藩側の両麻生（上麻生一大洲領、下麻生一新谷領）の農民が、事情やむを得なかった、時の勢いにしても、死人のでる加害者側にたてば不利であるのは免がれなかった。やがて、事件は幕府の公裁によって解決ということになる。ここにおいて、翌明和9年（明和は安永に改元）正月四日、村役人一同御蔵元に呼出され、一件については備中倉敷（天領、現岡山県下）で公裁のもと吟味に付する旨の達しを聞かされた。事件裁きのため、老中松平右近将監は倉敷の白洲に下向、その達しによって明和9年2月、事件関係村々の農民が倉敷に拘引され、その数380余人に及んだといわれる。

両麻生村農民は長浜から上船、2月19日朝船出、21日夜備中坂溝天神鼻に到着、厳重な監視下に徒歩で笠岡に宿入りさせられた。29日朝、一同呼出されて一通りの訊問を受けた後、さしあたりの処分がつぎのとおり、いい渡たされた。

加害者側 上麻生村58名、下麻生村84名、倉敷御役所に入牢、

被害者側 南神崎村79名、上野村9名、笠岡に宿預り、徳丸村59名、出作村48名、八倉村44名、倉敷に宿預り

これを見ても、すぐわかるように取調べの当初すでに麻生側農民を入牢、下五カ村側農民は宿預りなど、その取扱上の大きな差別は、この公裁取調べの前途に両麻生側の困難と不利を思わしめるに十分なものがあつた。

3月1日から、本格的取調べが開始され、毎日数人が呼出されたが、両麻生の人びとは入牢につき、すべて縄付のまま捕手に連れられ、藩役人が付添った。4月5日ころから、調べ方が厳しさを増して、両麻生のもは、くくり上げ、天秤責（注、両腕を天秤棒にしぼりつけ、身体を自由をうばって責める）。矢柄責（注、矢柄——矢のくぎの部で打ちたたきさいなむ）などという拷問にかけられたため、毎日気絶するもの二割はでるといふ有様であつた。5月中旬、今度は被害者側取調べとなつたが、格別のこともなく、不公平であつたが、いかんともする

ことはできなかつた。

このような状況下に、下麻生村の組頭兵右衛門は村農民一同の苦しみを思い、一死もって衆に代ることをすでに心中に決していたものようである。罪は一身に引受け死ぬることを苦痛とは思わないが、その前に、事実の間違いだけは正しておかなければならないと考えた。吟味役人から「水論場所へ揃いたる節、その方（兵右衛門）を見受けしと百姓中のこらず申すことなれば、万事その方の指図に相違あるまい」といわれたのに対し、兵右衛門は「私儀、その頃（6月10日朝）母人大病のため早朝より世話も得仕らず、十日の朝最早やいずれも揃いたるやと土手まで出かけ見受けしところ、まだ揃わざるよに見えし故、母人の容態心許なくそのまま帰宅致し、さておくれて参り見受けしに、早や皆々川下へ参り石打合い追い散らせしを一町ばかり隔てて身受けたる儀なれば、定めて最初に自分が土手まで出かけた事を見受けし者ありと、左様申上げたるにや」と、母大病のため、水論、乱闘にも関係していなかつたことを証言している。

8月も下旬、両麻生の15歳以上60歳までの者は、全員呼出し、加害者につき、噂でもよいからと尋ねられている。8月22日には両麻生方91人が呼出された。このような経過のうちに、明けて安永二年（1773）に、下麻生・円通寺の天倪和尚は兵右衛門とは親交があり、彼等をうん罪から救うために、3月江戸表に所縁を求めて出立、当時の老中留守居松平対馬守へ歎願書を差出したが、その効なく、倉敷では取調べをきびしく責めつづけたが、下手人を名のりてでる者はなかつた。幕府は、老中松平播磨守が松平右近将監に交代、倉敷に下向している。

安永3年（1774）ともなると、この水論が起ってから足かけ4年にもなり、役人もあせつたが、ついには両麻生の庄屋清右衛門、組頭兵右衛門に目をつけた。苛責を加えた。兵右衛門は前述のように事件の首謀者、下手人でもないが、役人らは自分ら兩人中、いずれかが罪を引受けなければ、許されない気配を察し、さらには上・下七カ村の農民数百人の苦痛は罪引受人が出ない以上のぞかれる日はないものと考え意を決したのである。

白洲にのぞんだ一日、「ながながと、お上のお手数をわずらわしたる段、恐れいった次第ながら、私事実は今回の水論において、その指図を仕りたるはもち

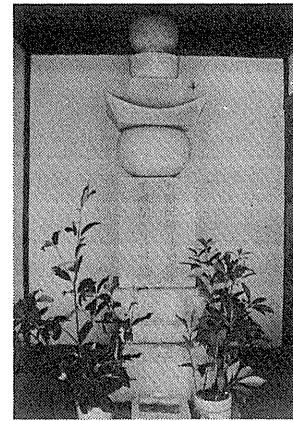
ろん、ことに現場において二名の者を打擲^{うちやく}、死にいたらしめたる段、重き罪科に行われたし」と申述べている。

情義ともによくわきまえ^{きょうぎ}、俠氣の持主でもあった組頭兵右衛門は、上述のように当時の状況下であって熟慮、決然として首謀者と名って衆に代って罪を一身に引受けたもので、のちになって、義民とし、美談として語りつがれて今日に至るが、義民・美談の生れるところ、封建期、幕藩体制下のまことに悲惨な歴史的事実であることを否定しがたい。わずかに、円通寺の住職天倪和尚の救出活動は宗教人としては当然ともいえるが、まことに立派な行動といわなければならない。また、これらの農民がお上の權威のもとに理不尽^{りふじん}の拷問なども受けながら屈せず、さらには兵右衛門の如き、農民の身をもって、一片の義心、衆のために死につくなど、農民がいつまでも、唯唯^{いひなだく}諸諾とのみ、いえないことを証するものでなかったか。この間、関係各農家は家の中心人物の長期不在は、農耕など生活にも大きく影響し、留守家族の生活上の苦しみ、精神上の苦痛も大きかったが、それに耐えたのである。

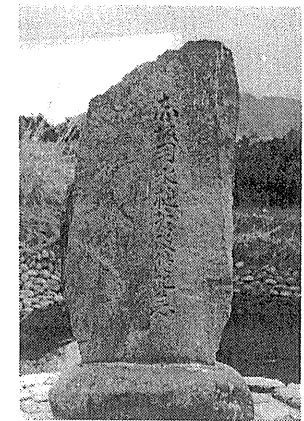
4年にわたる、水論の公裁は兵右衛門の処刑宣告によって結末となる。以下、処刑とその後について概説する。

安永3年(1774)2月23日、朝五つ時(午前8時)に白洲が開延され、吟味役所から国元関係役人・大川原茂兵衛門(松山藩)・坪田甚五衛門(大洲藩)・仲村新右衛門(新谷藩)をはじめ総役人、百姓代ら残らず出頭を命ぜられた。白洲には、笠岡代官野村彦右衛門、倉敷代官万年七郎右衛門が判決宣告に臨み、呼出された下麻生村庄屋清右衛門・組頭兵右衛門に向って判決を申渡した。まず、兵右衛門に対しては「其方儀、此度の水論一件発言の頭人なる科^{かど}に依って死罪に申付けるものなり、其旨相心得べし」と宣告し、清右衛門には「其方儀、此度の水論一件につき責任軽からず、依って重き追放、江戸日本橋より五里四方に行なわれ、伊予国とも家督お取上げ、其旨心得べし」と申渡され連座の罪を負わされた。

兵右衛門の処刑は即日執行、刑場に引出された兵右衛門は長期の獄中生活でやせ衰えていたが、あくまで落付いて従容死についた。処刑の2日前の21日には妻子・知人に遺言も書き残し、すべて処理していたという。首は獄門という極刑であった。死に臨んでの態度は百姓の身分ではあるが、太平になれた武士



窪田兵右衛門の墓



赤坂泉

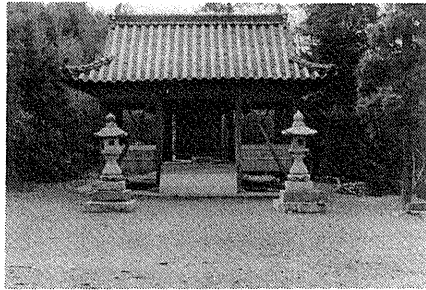
にまさるものがあった。

26日倉敷に着いた円通寺の梵明主座は遺言によって兵右衛門の遺骸を茶毘に付し、遺骨を納めて帰村し、円通寺で葬儀を営んだ。同寺境内に、その墓碑が建てられた。碑銘に「伊予国下麻生兵右衛門、安永三年二月廿三日」とある。墓碑は北面(注、水論衝突のあたりに向ってのものでないか)、風化も相当に進んでいるが、碑銘は読みとれる。戒名も誌されてないのは、あるいは罪人にされたための遠慮とも考えられるが、却って兵右衛門当年の義民の姿をしのばすものがある。その後、下麻生八倉、八蔵寺境内に北面して、水論事件発生の古樋、一の井手を見おろすところに墓碑(五輪塔)が建てられた。碑銘には「大機院観月浄照居士、俗名窪田兵右衛門居士」と刻される。後日、新谷藩主も兵右衛門の徳をたたえ、遺族に再三賞を賜い、領内巡回の折にはその家に立寄って遺族を慰門したと伝えられる。

③ 水論の解消、神に祭られる

兵右衛門の犠牲死によって、その年には早くも、永年にわたる水論解消のため一の井手の開さく工事がはじめられ、釣吉村庄屋阿部万左衛門世話係でその献身的働きによって、難工事も遂行され、10年後「赤坂泉」が完成、これによって、その後は水論も絶え、下五カ村はその恩恵を受けていることに注目したい。

上述したように、水論事件のために三百数十名の農民が倉敷で取調べられ、残された家族ともども、その苦痛は想像外で、これを救うため一身を投げだして、罪なき罪に伏くした兵右衛門が処刑されたときは、前途なお春秋に富む35歳の壮年、惜しみても余りある人材であった。兵右衛門は元文四年(1739)下



衣更着神社

麻生村八倉に生れ、人情に厚い人とされた。死後、村人は義民としてその霊を慰め、神として祭ったのが、八倉ひび雀山ばりやま中腹鎮在なかはらちんざいの衣更着神社で、ながくその徳を頌しょうされている。

衣更着社建立の経過は、その十七回忌き、寛政3年(1791)2月23日神符を奉じて祠堂建立、さらに33年後の文政7年(1827)五十回忌に当り、新谷藩の

許しを得て衣更着神社の神号を賜わった。同11年社殿改築完成した。

付記 明和水論関係の資料についてふれておくことにする。

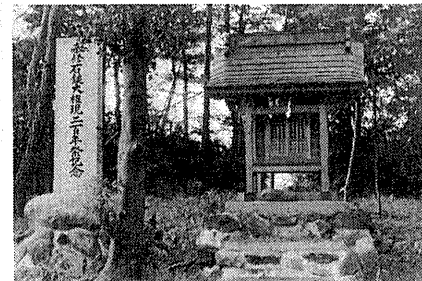
- 騒動、乱闘の際殺された二人の検死録がある。二人というは、南山崎村庄兵衛・八倉村(現伊予市分)佐左衛門、受けた疵きずについては詳しい記載があるが省略する。
- 公裁に倉敷に呼び出されたもの、松山・大洲・新谷など事件関係三藩の役人、農民としては庄屋・組頭・百姓代・百姓人数などの記載があるが、その詳細は省略する。
- 公裁の吟味係役人には笠岡代官・倉敷代官以下各係を記載したものがあるが、各係の役名、人名等省略する。
- 円通寺天倪和尚より老中に提出の歎願書の日付は安永二年 閏三月、文書内容省略する。赤坂泉文書中に記載の、水論に付備中倉敷=而、御吟味口上書、二月より八月廿九日迄八倉村、明和九壬辰年には吟味の経過が詳細に記述されているが省略する。
- 妻ふみにあてた兵右衛門遺書はゆきとどいたもので、できた人であることを証する。辞世の発句「如月のあわれたずねよりの道」をしたためて末尾を結んでいるが、一読、人をして泣かしむるが、信仰心厚く、風流も解した人柄もしのぶことができる。
- 知人兵太郎、円通寺住職天倪和尚らあての遺書に、奉読誦御経と題して、経名をあげ、明和九年より安永三年二月廿一日まで読誦をつづけたと記している。

- 兵右衛門の子、松三郎に対して藩侯より下賜の書(寛政十一年)あり、藩侯(新谷)の厚志により、子孫代々に対して苗字、組頭代々を約される。
- 八倉公民館前の頌徳の碑銘、窪田兵右衛門君碑銘と題したもので、近藤元脩撰文、弟元弘書、題額は愛媛県知事勝間田稔の書、「代衆以死」(てん書)とあり。碑文は水論のいきさつ、公裁の状況、兵右衛門の決意、またその態度の当時の武弁と自称する徒のよく及ぶところにあらずとするなど、漢文体の文章は、時流に抜き添えた人物を伝えて余すところがない。原文省略する。

(以上、砥部町郷土誌資料第一集所載、八倉の義民窪田兵右衛門より抄記)

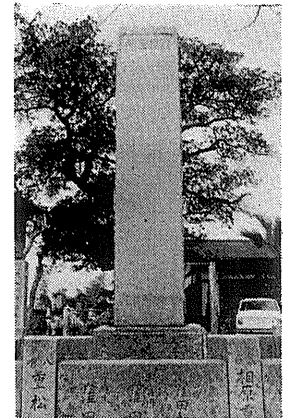
- 行者山(三角)由来 浅七、拷問の時、横死者の縁者伊右衛門 その側において監視させたが、浅七の信仰する石鎚山権現がその背後に現れ立つに至って、(中略)伊右衛門これを見て、そのことを衆人に語り、人殺しの疑をはらした。(麻生旧記、享保三年編による)

公裁は横死者の下手人を出すに苦心、三角の浅七は日頃石鎚権現信仰厚く、その加護により監視の伊右衛門も、その人柄に感じたこともあって、殺人のえん罪をまぬがれたとある。この伝えは、取調のきびしかったことの一証左ともいえるのでないか。後日、行者山に石鎚権現が勧請されることにもなった。



三角の石鎚大権現

- 水論、麻生関係の沿革(御替地古今集による) ●森松村(松山藩)、麻生村(大洲領・新谷領)八瀬水について寛永12年の定め、 ●森松村新開のこと、宝暦5年 ●宝暦11年麻生と八倉(大洲藩)・宮下、上野(公領)・徳丸・出作(松山領)と水論 ●宝暦12年 森松対麻生・宮下・八倉



窪田兵右衛門の頌徳碑

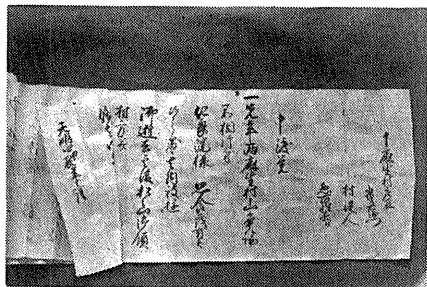
に新関上の件●宝暦12年、上野村新開築造、麻生間に紛争●昭和8年、上・下麻生村と八倉・宮下・上野・徳丸・出作下五カ村の間に水論。

○水利に関する古文書（麻生関係、砥部町役場蔵）●覚、明和元年、下五カ村より上麻生あての文書、市之井手上に懸る小樋一つについて、●覚、天明元年上麻生村あて文書、●覚、元明元年市之井手に懸る古樋についての取極め、宮下・八倉・上野・出作関係4通、●覚、文政八年森松村・麻生村間重信川水利について協定、●参考資料、天明四年、申渡覚（下麻生村江）に松山藩との入会山、山論につき明和の水論の引用、教訓として隠忍を説いている。

○窪田兵右衛門墓碑建立年代（八倉公民館裏墓地）墓碑の五輪塔には夫妻の戒名、俗名のみ刻して、没年、建立年代は刻されてない。線香立の銘は、弘化四未七月とある。兵右衛墓地入口（西北部）に一对の灯笼形（石造）のものがあ、銘に「安永四^乙未二月廿三、円柱側面に施主下麻生村」とある。窪田豊談によれば、新谷藩殿様より下さって建立と聞いているとのこと。上記、安永四年二月廿三日は一周忌、そのときには五輪塔も建立されていたものでないか。なお、堂の建物は、そばにあった地藏堂のものを、のちに移したものと窪田談にいう。

(4) 入会山問題、その後の紛争（天明三年—1783）

寛保年間、大洲（新谷を含む）・松山両藩領農民の入会山紛争は砥部側農民が結束して、竹槍・むしろばたなどをもって立上り、実力に訴えんとしたが、激突寸然これを知った大洲藩が驚いて砥部側農民を武士（兵力ともいう）を用いて抑えたので、こぜりあいに紛争はとどまり、事件の首謀者として、名のりてた善兵衛・佐治右衛門を取調べに当っては大洲藩役人の苦心の術策によって、前記兩人を処刑することによって、事件の落着としたが、松山藩下農民（24カ村）は、以後禁をおかして侵入しないことが認められ、善兵衛の如きは砥部十六谷の農民に神として祭られ、藩主またこれを認めた。これは幕藩体制下、松山藩に対する大洲藩のおかれた立場、また力の及ばないことが、背景となっているのでないか。文献上、また二、三の史料に当時砥部におこっていた大庄屋に対する農民の反発、罷免などの申入れをもって、善兵衛らの処刑その他の処分も行われたことが記載されて、入会山事件について何等ふれるところがなく、また伝承以外に地元はこのときの入会山事件についての資料が残っていない



入会山についての麻生村への申渡覚

藩としては肝に銘じていたものでないか。なお、下麻生村への申渡の覚えを掲げて、入会山問題のむすびとする。

上掲、藩（御替代代官所か）より下麻生（庄屋、村役人、惣百姓）に申渡した、天明4年12月の文書によると、麻生村関係の山争論と水論をあげ、麻生水論の結末（公裁）の重大なことを述べ、その間山争論は放置されたが、

それでは村農民が不安であるから、入会山の境など藩主も見分して、いたずらに損得、勝ち負けなどという小さいことを考えないで、松山方、大洲方農民（両麻生）間の親しみを念とすることが大切だという道理を述べているが、このことを庄屋・村役人・百姓も心得るのが肝要とあって、両麻生村は一体となって、松山藩側は弱みにあることをよく考えてという趣旨のようである。

以上、藩政期における農民の反発、紛争の発生と処理、その経過のなかに農民の自覚、成長がうかがえる。

5 飢饉と備荒対策

藩政期、享保の飢饉と郡中貯を通じて、わが郷土はいかなる状況にあったかについて、以下にその大要を述べることにする。

(1) 飢饉と農民

江戸時代、それを通じておそるべき飢饉は全国的にかなり多かったが、近世期の三大飢饉とされる享保・天明・天保のうちで、天明のそれが東北の日本に発生、天保のそれは全国的に発生したのに対し、享保飢饉は主として日本の西南地方に発生、そのなかでも、松山領及びその周辺が被害が著しかったことはよく知られるところで、もちろん、わが郷土もそのなかに含まれている。筒井村（松山藩領）の義農作兵衛の麦種枕に餓死した有名な話は、この間の消息をよく伝えている。それにしても、一農民がこの拳にでて義農として神にも祭られるのを見ると、一般的に藩政下において、対策、そなえに多少欠けていたこともわかるのではないか。その後、これにかんがみて、いわゆる備荒対策とし

て貯穀があり、その対策が講ぜられるに至ったとされる。大洲藩においては、凶荒の予備米として、貯^{たくわえ}籾^{もみ}の法を実行、各村にこれを出さしめ、藩主側も籾、銀札を下賜したりして、それを貯えておき、あるいは希望者に貸与して、利殖した銀札・利米をもって救助の資にも供したり、福祉的に使用の一面も見る。村々にお貯えの蔵が設けられたが、そのあとの残るものもある（万年）。

(2) 享保飢饉

享保17年（1732）3月から気候不順がつづき、5月下旬から閏5月・6月にわたって霖雨^{りんう}が降り続き、田畑にウンカが発生、稲をはじめ田畑の作物をあらし、7月中旬には、伊予郡の野良には、一本の青草も見られなかったといわれる。米作は収穫皆無、麦作2～3分作という。飢えた農民は年貢米の集る松山城下町に食物を乞うて集団で押寄せたという。これは、享保飢饉の被害の最もひどかった松山藩の場合であるが、その周辺隣接のわが郷土の地も、これと同じような状況にあったものといっよよいのではないか。隣接松山藩領下、現久谷地域においても、5月降雨、麦収穫皆無、長雨のため稲作にウンカの害発生、収穫皆無と伝えている。

大飢饉に至る、誘発の諸原因をあげれば、幕藩体制下における農民の生活貧困、支配者の対農民政策の不相当であったこと、なお飢饉時の悲惨な状況は物品の移出入制限、禁庄策と交通不便など当時の時代の諸事情などによるものとされる。

論考、記録等の記載によって、当時の状況を、以下に述べる。

大洲藩、飢民20,150人・斃馬牛100匹、新谷藩、飢民5,307人、斃馬牛20匹。飢饉時、土佐藩より松山藩へ飢饉の視察に来た者が久谷村の弥七なる人を訪ねたが、その弥七の語るところを記したものによれば、大洲領には生稲少々有^レ之候……とあるは、隣接砥部の地のしもの方をさしたもののようである。なお、それには温泉・久米郡甚しく、伊予郡被害最も甚しと、いうようなことが記されている。この飢饉については、「砥部村郷土誌」（明治44年刊）の変災の項の記載が資料として参考になるところが多いので引用することにする。

変災「享保17年秋、稲害虫多ク発生シテ、米穀実ラズ、人民饑餓ニ逼ル者多カリシ。其惨状ヲ詳知スルノ記録ニ乏シキモ、大字岩谷口日野喜一郎氏、秘蔵ニ係ル日記ニ依ルニ左ノ覚書アリ。以テ其ノ災害ノ概況ヲ推知スルヲ得ベ

シ」とある。つぎにそれらの覚書を記載する。

享保十七年飢饉に関する覚書（願書）三通

覚
 一米 千二百石買受申度願候、
 内
 三百四十八石 予洲伊予郡四ヶ村
 三百五十三石 喜多郡 十三ヶ村
 四百九十九石 浮穴郡 七ヶ村
 右ハ加藤織部正領分、稲作虫付強ク、皆無同様
 ニ御座候ニ付、此度御払被遊候御米之内、危急
 ノ飢人共相調申度奉存候、
 享保十七年壬子年十月廿一日
 庄屋 四人判
 前書之通、石数危急之飢人共相調申度旨奉願
 候、代銀百日延、領主ヨリ取立上納可仕候、
 加藤織部正内
 郡代 津田 八郎衛門
 代官 西島 覚衛門

覚
 一米 四百石 御願中上候、
 内
 三百五十名 予洲新谷喜多郡十三ヶ村
 五十石 全 浮穴郡 七ヶ村
 右ハ加藤織部正領分、当稲作虫付皆無同前御座
 候ニ付、危急ノ飢人共、此度御払被遊候御米之
 内相調申度、先達而願書指上申候処、私共今治
 ハ罷出候以後打統天候悪敷、此節山々ニ雪懸リ、
 危急ノ飢人共追々相増申候断（中略）、前達而御
 願申上候石数ノ外ニ、右之米高飢人共相調申度
 奉存候共、代銀百日延ニ指上候心当り無之御
 座候難義至極ニ候、夫レニ付、代銀来麦作成熟
 仕候迄、御指延被遊候（以下略ス）
 享保十七年壬子年十月十三日
 伊予郡大平村 庄屋
 喜多郡新谷村 庄屋
 同 阿蔵村 庄屋
 浮穴郡岩谷口村 庄屋
 （本願書ニモ前項同様ニ郡代代官ノ奥書アリ）

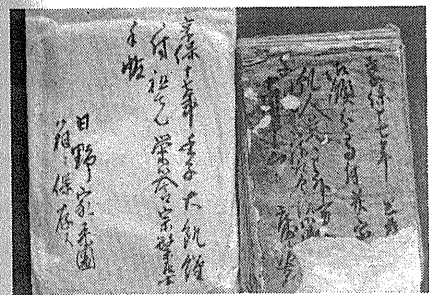
覚
 一飢人千五百五十六人豫洲新谷喜多郡十三ヶ村
 一全 三百九十人 全 浮穴郡 七ヶ村
 〆千九百五十一人
 右ハ加藤織部正領分、当稲作虫付強ク皆無同前
 ニ御座候ニ付、先達而危急ノ飢人、村々吟味仕
 書付指上申候、然ル処私共今治へ罷出候以後打
 続キ天候悪敷、此節ハ山々雪懸リ、蕨・葛根等
 掘候テ飢ヲ凌ギ候者モ、左様ノ稼難仕、追々危
 急ノ飢人相増申候（以下略ス）
 庄屋 四人判
 享保十七年壬子年十一月十二日

右ノ外ニ、今治ニ於テ米請取方等ニ付、鬮引順ニ
 ヲリ請取タル等ノ記録アリ。以上

この記載によって、享保17年の飢饉による農民の困苦の状況、飢人が新谷藩
 下にでたことがわかるが、これは大洲領下のわが郷土の村々もまた同様であつ
 たことは、推知できる。

飢饉時に関する日野家（岩谷口村旧庄屋）文書は現存するが、ここには「愛
 媛県編年史第七巻」、享保十七年九月二十三日、伊予各藩、幕府から飢人救済の
 ための差廻しの米を買入れるの条に日野文書（日野祐二所蔵）が掲載されてい
 るので、それらの文書を記載して、享保飢饉の状況、飢人救済米のことなどを
 うかがうことにする。

これまでにあげた諸資料によっても、享保17年の大飢饉時において、わが郷
 農村の被害及び対策の状況が推知できる
 のである。これを要約すれば、以下
 のようになるのでないか。稲作は皆無、
 麦作も半作か。飢民も一か村に数十人
 の割りになる。幕府から飢人救済のた
 めの差廻しの米（米産地の藩のもの）
 を買入れている。救済米差廻しの受取



享保の飢饉に関する文書

〔日野文書〕(岩谷口・日野祐二藏)享保飢饉時の新谷藩状況,救済米請取
—享保17年(1732)—愛媛県編年史第七に拠る

寛

一 加藤織部正領分、伊予郡四ヶ村、喜多郡十三ヶ村、浮穴郡七ヶ村、稲作虫附皆無同然ニ付、当時及飢之者三千三百五十六人有之ニ付、此度御差廻被成候、去亥歳豊後豊前米石ニ付代銀六拾四匁分ニ而御米高七十石買請、則御米請受取申候、都合代銀四貫貳百三拾六匁、今日百日迄ニ上納可仕旨奉畏候、地頭方代銀取立納方ハ大阪町奉行所御差函之所へ無相違ニ上納可仕候、仍如件、
享保壬子年十一月十七日

浮穴郡岩谷口村庄屋 治右衛門
喜多郡阿蔵村庄屋 惣右衛門
伊予郡大平村庄屋 武知晴兵衛
加藤織部正内代官 西崎 寛左衛門
郡代 津田八郎左衛門
稲垣淡路守様御組与力
阿部伊右衛門殿

(救済米の請取)

一 御米七拾石、十一月七日御渡ニ被遊、請取申候、新谷飢人三千三百五拾六人配賦仕候時ハ、一日老人ニ付一合五匁宛ニ而、今日来ル廿日迄日数十四日積り御座候、

岩谷口村庄屋 治右衛門
阿蔵村庄屋 惣右衛門
下新谷村庄屋 忠左衛門
大平村庄屋 武知晴兵衛
右之通相改申所、相違無御座候、以上、
代官 西崎 寛左衛門
郡代 津田八郎左衛門

十一月九日
一 飢人 千廿三人、追願被仰出候
都合 六百三百三十人
御米四度三百四十石 十二月十六日迄
十一月十六日

寛

(越前米が廻る) (野州・上州・遠州米が来る)

一 東ヶ老番 一俵ニ付而 三斗八升壹合廻し 野州那須米	同日	一 野州 一俵ニ付而 三斗八升四合五勺 上州前橋米
一 二番 一俵ニ付而 三斗七升八合三勺 野州郡須米		一 三番 一俵ニ付而 三斗七升七合 野州宇都宮米
一 四番 一俵ニ付而 三斗八升五合五勺 遠州浜松米		一 五番 一俵ニ付而 三斗八升五合五勺 遠州浜松米
一 式百四十石八斗(越前) 大洲		一 百七拾石六升 大洲
一 七百八十石(越前) 松山(注、比較参考)		一 五十石(宇都宮米) 新谷
一 五十石(五十七匁也) 新谷		

十一月七日
俵数百廿五俵壹斗五升(他藩含む)廻し壹俵ニ付三斗九升八合八勺
(他藩略)

場所は今治になっており、同上請取状には岩谷口村庄屋治右衛門が連名に入っている。代金支払等にその期限があるが、苦心があったといえる。救米配賦の一例、享保17年11月、飢民3,356人、1人1日、1合5勺あてとなっている。飢人1,023人追加で6,023人(11月中)となる。救米配賦の増加願出、配賦の続行などの記載がある。日野文書により、新谷藩関係、ついで大洲関係をあげたが、大洲方も新谷藩方と大体同様と考える。松山藩方の救米請取石数などあげたのは、最も飢饉のきびしかった松山藩の伊予郡に近接する砥部庄地域の状況を比較推知する資料としたものである。他からの米に、野州・上州・宇都宮・遠川・作州・豊前・豊後など米産地の名があげられている。飢人、配布米の数字からも、郷土における飢饉の被害の大きかったこともわかる。上述に引用した砥部村誌記載(日野家の記録による)に、山が降雪時になって蕨・葛根

(宇都宮米)

十一月廿二日

一 八百石 (宇都宮米、石五十七匁五分五厘也)

二 四百石 松山へ御渡 (注、比較参考)

三 三百石 大洲へ御渡

四 百石 新谷へ御渡

但一俵ニ三斗六升四合七勺五才廻し

二百七十表^(俵)五升八合七勺

同日

一 老石五斗三升三合式勺 (浜松米)

俵数四表有^(俵)之由 大洲へ

但老俵三斗八升三合三勺

十二月廿五日

一 豊後豊前八百石之内

二 式百石へ、新谷へ御渡シ

三 五百八拾五石五升式合 大洲へ

(下略)

(作州米)

十一月十六日 一 御米 五拾石 十一月十六日

十一月十七日 一 同 五拾石 十一月十七日

ノ百石

右ハ此度、御渡被^レ遊請取申上候、新谷領飢人五千三百七人配賦仕候時ハ、一日老人ニ付老合五勺宛ニ付、来ル廿八日迄之積リ御座候、以上、

子十一月七日 庄屋 四人

右之通相改申処、相違無^レ御座候、以上

加藤織部正内 津田八郎右衛門

西崎 覚左衛門

十一月廿日 石六十五匁四分五厘

一 七十石 (作州米三斗式升) 新谷

一 百八十四石四斗七升二合 (同断) 大洲

(他藩略)

一 五百石余 松山へ御渡シ (注、比較参考)

などって食っていた間はまだしも、それすらできなくなると嘆いている。それにしても、山地はまだ少しは、しのぎやすかったのではないか。

最後に麻生郷について述べておくことにする。同地域は藩政期は浮穴郡下で、松山藩下の伊予郡に近く、砥部庄では米作の中心地帯、従って享保17年の大飢饉の影響は大きかったとみななければならない。同地の理正院の過去帳によって享保17年、それにつづく18年の死亡者数とその前後のそれと比較して、上記両年度に死亡者の多いのに気付くもので、これは飢饉の影響であろうと考える。死亡者の戒名に信士、信女名がつくものが多く、童男・童女が少なく、大人の死亡の多いのは飢饉の影響を物語るともいう。

第31表 理正院過去帳による享保年間死亡者比較表

年代	享保14	同 15	同 16	同 17		同 18	同 19	同 20	元文1
				同 17	同 18				
童 子	0人	1人	1人	5人	2人	1人	0人	1人	
童 女	0	1	2	0	1	2	0	0	
法 師	0	0	1	2	0	0	0	0	
信 尼	0	0	2	1	1	0	1	1	
信 士	3	5	0	13	9	2	1	信士1 居士2	
信 女	5	2	2	17	10	3	2	3	
計	8人	9人	8人	38人	23人	8人	4人	8人	

⊗備後国の尼(遍路)

備考 享保17年(1832)、元文1年(1736)。享保17年過去帳記載死亡者の地区別——水又・高尾田・三角・拾町・重光・原町・寺下・同18年——三角・高尾田・拾町・柳瀬・三反地・水又・森松(麻生外)・佐渡(同上)。なお、過去帳によると享保元年に、34人の死亡は何によるか不明。